

## ○総合計画について

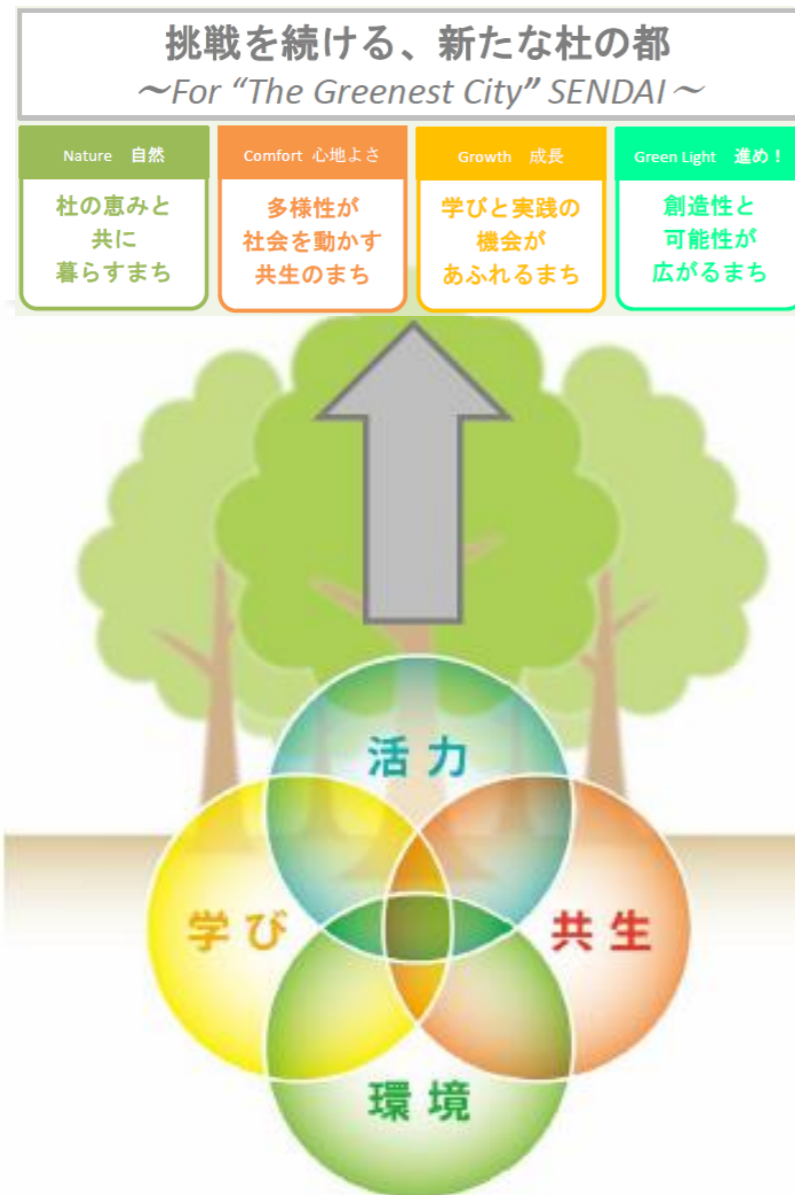
令和2年2月3,4日「第3回部会（「まちと活力部会」、「地域とくらし部会）」資料を基に作成

## 検討経過・議論の方向性など

- ・第2回部会（12/3,4開催）における委員提案を受けて、世界への発信も視野に、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～For “The Greenest City” SENDAI～」を掲げることとした。
- ・「the greenest city」は、杜の都と親和性が高い「green」に、都市像に関連する多様な意味を持たせるとともに、最上級形とすることで高みを目指していく方向性を示している。
- ・4つの都市個性を掛け合わせ、多様な主体と協働することを通じて、8つのプロジェクトを推進することとしており、みどりに関しては、にぎわいの創出や都心部の回遊性の向上、防災の観点などから、5つのプロジェクトにおいて、民間活力の導入や都市公園や道路などの公共空間の利活用、グリーンインフラ（生態系を生かした防災・減災など）の推進などが実施の方向性として盛り込まれた。

## 審議会等資料の抜粋

## まちづくりの理念と目指す都市の姿の概念図



## 実施の方向性（みどりに関連する方向性）

## 1 杜と海の都プロジェクト

環境 × 活力

- 01 「杜の都」の象徴的な都市空間をつくる
- ・杜の都の象徴である定禅寺通や青葉通の活性化（道路空間の再構成やエリアマネジメントの導入、担い手の育成・連携）
  - ・杜の都にふさわしい趣と風格のある街並み景観づくり（街中の景観形成、街路樹のマネジメント）、歴史や文化を街中で感じることができる都市空間の形成

## 02 「みどり」に親しめる都市空間をつくる

- ・民間活力や市民のアイデアを取り入れた、周辺環境や利用者ニーズに応じた特色ある公園づくり
- ・町内会、商店街、学校、企業など多様な主体による、緑を守り、育てる活動の促進など、緑のネットワークを有効に活用した市民が楽しめる生活空間の構築

## 03 気軽に親しみ、楽しめる水辺の空間をつくる

- ・賑わいと学びを通じた東部沿岸部の魅力づくり（海岸公園、震災メモリアル施設、集団移転跡地などの海辺の資源を活かした賑わいの創出、ネットワーク化）
- ・広瀬川をはじめとした水辺が映える景観づくりと、市民や観光客が憩い楽しめる親水空間の形成

## 2 防災環境都市プロジェクト

環境 × 共生

## 03 防災・減災の備えを日常に浸透させる

- ・平常時、非常時にかかわらず、より快適な生活の質を確保しようという考え方を基本とした、多様なステークホルダーが主体的に運動する災害リスク削減の取り組みの推進
- ・グリーンインフラの基礎となる自然環境や生態系の働きを活かした防災・減災（Eco-DRR）の推進、インフラ管理における先端技術の活用

## 5 笑顔咲く子どもプロジェクト

学び × 共生

## 03 子育てを楽しむ社会環境をつくる

- ・子連れで外に出かけて楽しめる環境づくり（子どもと一緒に楽しめる街中の魅力づくり、公園の利活用等）

## 7 TOHOKU チャレンジプロジェクト

活力 × 学び

## 03 仙台・東北に多くの人を呼び込む

- ・仙台・東北の豊かな自然・歴史・文化などを生かした新たなコンテンツの発掘・創出、広域周遊観光の推進
- ・多様化する旅行者のニーズや情報技術の進展に即したプロモーション、来訪者が快適に旅行できる環境づくり

## 8 都心創生プロジェクト

活力 × 学び

## 02 個性が映えるまちのリノベーションを進める

- ・都市公園や道路などの公共空間、民間の遊休不動産のさらなる利活用などを通じた、人と文化が織りなすまちのリノベーションの促進
- ・まちのリノベーションを積極的・自発的に進めることができるクリエイティブな人材の発掘・育成・支援、クリエイティブな人材に訴求するまちづくり（先端技術を実践する場としてのまちの活用、創造性を高める空間形成）

## 03 新しい賑わいを生み出す

- ・民間施設をはじめ、市役所本庁舎建て替えや勾当台公園市民広場等都市公園の活用、音楽ホール整備検討などの回遊拠点づくり、都心交通の再構築（回遊性、アクセシビリティの向上）
- ・中心部商店街の活性化、伝統文化やアクティビティなど多彩な交流資源を活用した体験プログラムの創出など、多くの人々が訪れ、巡りたくなる面的な賑わいの創出



○景観施策等について

令和2年1月27日「令和元年度 第2回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会」資料を基に作成

検討経過・議論の方向性など

- ・屋外広告物法に基づく取り組みは、後に制定された景観法に基づく取り組みと連動させて推進しており、景観に関する重要な地域に、屋外広告物の上乗せ規制を重ねるなど、きめ細やかに対応している。
- ・しかし、現在の基準は大きさなどに関する基準が主であるため、全体のバランスやデザインが気になる部分も生じており、掲出する場所や掲出方法、色彩・デザインに関して、どのような工夫ができるのか、検討を進めている。検討結果は、誘導などの手法を想定し、ガイドラインとしてとりまとめる予定としている。
- ・現在は、現行規制をふまえた制度上の必要性和実際の不具合事例を整理し、上位・関連計画の目指す「風格・品格」の演出に向けた誘導手法など収集することについて、議論がされたところである。

審議会等資料の抜粋

市内の屋外広告物の現況とガイドラインで伝えたいイメージについて

※ホームページでの公開にあたり、資料の一部を加工しています。

資料3-2



進捗状況



検討経過・議論の方向性など

- ・令和元年9月から学識経験者や交通事業者、関係行政機関等で構成される仙台市交通政策推進協議会にて、「新・交通プラン（計画期間：R3~12年度）」の策定に向けた検討を開始。
- ・令和2年1月の第3回協議会では、現計画である「せんだい都市交通プラン」の振り返りや仙台市における交通の現状・課題等に係る協議会での議論を踏まえて、交通の将来目標、交通政策の基本方針、将来の交通体系について案が示されている。
- ・将来目標（案）を「100万都市の活力ある都市活動を支え・新たに生み出す、公共交通を中心とした交通体系の更なる充実」とし、その達成に向け「1.公共交通を中心とした都市交通の充実」、「2.賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築」、「3.多様な都市活動を支える交通政策の推進」の3つの基本方針（案）を示している。
- ・「2.賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築」では、都心の回遊性向上のため、人が集い、歩きたくなる空間を創り、プラス一歩の回遊を生み出すよう、道路空間の再構成や利活用を行いながら、都心の回遊と賑わいの中心となる歩行者空間の整備など「杜の都の walkable な都心交通まちづくり」の検討を行っている。

審議会等資料の抜粋

左：基本方針（案）、右：都心交通環境の再構築のイメージ（案）

進  
捗  
状  
況

方針1 公共交通を中心とした都市交通の充実

これまで取り組んできた鉄道にバスが結節する交通体系の構築を継続して取り組むとともに、鉄道沿線から外れるなど路線バスが重要な移動手段となっている地域での利便性向上や鉄道及び路線バスを補完する地域交通による移動手段の適切な確保といった交通体系の更なる充実を図ることで、地域特性や世代毎のライフスタイルを踏まえた市民の日常生活を支える移動手段を確保し、過度に自家用車に依存しない公共交通を中心とした交通体系を目指します。

方針2 賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築

都市活力の中心的な舞台となる都心については、今後も100万都市の賑わいと交流の中心であり続けることができるよう、都心へのアクセス性の向上と回遊性の向上に向けて、歩行者が中心のプラス一歩の回遊を新たに生み出す都心の交通環境の再構築に取り組みます。

方針3 多様な都市活動を支える交通政策の推進

都市の活力は経済・観光・福祉など多様な都市活動が組み合わさって生み出されており、交通政策はそれら都市活動と密接に関係し影響を与えていることから、活力ある都市であり続けるために多様な都市活動の促進に向け、各種交通政策を着実に推進します。

